

# 議会運営委員会記録

令和3年6月11日(金)

開議 09 時 58 分

閉議 11 時 31 分

全員協議会室

## 出席者

〔委員〕 笹田委員長、川上副委員長、三浦委員、沖田委員、柳楽委員、飛野委員、岡本委員、芦谷委員、道下委員、澁谷委員、牛尾委員

〔議長団〕 川神議長、佐々木副議長

〔委員外議員〕 西川議員、西村議員

〔執行部〕 坂田総務部長、佐々木総務課長、河内財政課長、猪狩総務管理係長

〔事務局〕 古森局長、下間次長、近重書記

---

## 議 題

### 1 令和3年6月浜田市議会定例会議について

#### (1) 新型コロナウイルス感染症関連の浜田市支援策【第8弾】(案)について

資料1-1

#### (2) 令和3年6月浜田市議会定例会議の付議事件等及び付託案について

資料1-2、1-3

・ 請願文書表(案)

資料1-4

・ 意見書の提出について

資料1-5

#### (3) 令和3年6月浜田市議会定例会議の会議予定について

資料1-6

#### (4) その他

### 2 令和3年6月浜田市議会定例会議 陳情書の取扱について

資料2

#### (1) 陳情付託先案について

### 3 議会改革に関する検討結果について(第5回報告)

資料3

(議員定数等議会改革推進特別委員会)

・ 浜田市議会議員政治倫理条例の一部改正について

・ 浜田市議会議員政治倫理条例施行規程の一部改正について

### 4 押印等の取扱に関する検討について

資料4

### 5 予算決算委員会の在り方について

資料5

### 6 はまだ議会だより読者アンケートに寄せられた意見等への対応協議について

資料6

### 7 その他

#### (1) 請願者等の意見陳述の意見集約について(提出:7月1日 正午)

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[ 10 時 00 分 開議 ]

笹田委員長 | ただいまから議会運営委員会を開会する。出席委員は11名で定足数に達している。それでは、レジュメに沿って進めていく。

1 令和3年6月浜田市議会定例会議について

(1) 新型コロナウイルス感染症関連の浜田市支援策【第8弾】(案)について

笹田委員長 | 総務部長。  
総務部長 | (以下、資料をもとに説明)

(2) 令和3年6月浜田市議会定例会議の付議事件等及び付託案について

- ・ 請願文書表(案)
- ・ 意見書の提出について

笹田委員長 | 付託先について、事務局長。  
古森局長 | (以下、資料をもとに説明)  
笹田委員長 | 質疑はないか。  
(「なし」という声あり)  
1点お諮りする。地方財政の充実を求める意見書については、このとおり提出するというのでよいか。  
(「異議なし」という声あり)  
了承されたので意見書案についての委員会付託を省略したい。

(3) 令和3年6月浜田市議会定例会議の会議予定について

笹田委員長 | 事務局長。  
事務局長 | (以下、資料をもとに説明)  
笹田委員長 | 質疑はないか。  
(「なし」という声あり)

(4) その他

笹田委員長 | 執行部から何かあるか。総務部長。  
総務部長 | 冒頭に第8弾の説明をしたが、その中の一部にどうしても当初の提案に間に合わなかった補正予算がある。大変恐縮だが追加提案をさせていただきたい。どうかよろしく願います。  
笹田委員長 | 執行部はこれで退席するが、委員から何かあるか。  
(「なし」という声あり)  
では退席されて結構である。

《 執行部退席 》

2 令和3年6月浜田市議会定例会議 陳情書の取扱について

(1) 陳情付託先案について

笹田委員長

こちらでは、提出された陳情を付託か配付かを定める。本日は、陳情の審査ではない。

なお、4月21日の議会運営委員会で流れについて変更があったので、共有のため参考の資料を配布する。

( 資料配信 )

補足すると、取扱基準の(9)にある、採択、不採択等の議決等のあった請願または陳情と同一趣旨のもので、その後の状況に特段変化がないものについては、事前に議会運営委員会正副議長と議長団で執行部に状況の確認をしている。

該当の項目がある場合は、私から状況を報告するので取り扱いの検討の際の説明としてほしい。

それでは、陳情書取扱基準に沿って、基準に該当すると認められるものは審査を行わず、定例会議初日に全議員にその写しを配付することとしている。

今回の提出件数17件だった。それでは、1件ずつ確認していきたい。

○陳情番号195番、熱田14町内石原自治会にある歩道の段差の改修を依頼する陳情について

ご意見はあるか。

( 「なし」という声あり )

なしということで、産業建設委員会へ付託したい。

○陳情番号196番、浜田市の予算編成過程の可視化を求める陳情について

ご意見はあるか。

( 「なし」という声あり )

なしということで、総務文教委員会へ付託したい。

○陳情番号197番、浜田市パブリックコメント制度の厳格な運用を求める陳情について

ご意見はあるか。

( 「なし」という声あり )

なしということで、総務文教委員会へ付託したい。

○陳情番号198、庁議等の原則公開と、会議録資料のホームページへの公開を求める陳情について

ご意見はあるか。

牛尾委員

これは執行部に関する事なので、議会がこの件を審査するのは

- なじまないように思う。このような陳情は市長サイドに出していただくようお願いしてはどうか。
- 笹田委員長 1番から10番の、どの項目に当てはまると考えるか。  
牛尾委員 10番。  
笹田委員長 10番「前各号に掲げるもののほか、審査を行うことが適当でないもの」に該当するとの意見が出た。いかがだろうか。よろしいか。  
( 「はい」という声あり )  
該当項目10番ということで、配付のみにしたい。
- 柳楽委員 疑問に思うのが、結局、執行部に働きかけをしてほしいという意味合いであれば、それを受けないというのは少し引っかかるのだが、皆はどうお考えか。
- 笹田委員長 今、柳楽委員からあったようにこの陳情はこうしてほしいということを経営部へ投げかけてほしいという内容であれば受ける必要があると思うが皆の意見を伺いたい。
- 牛尾委員 二元代表制において、この案件は執行部自身が検討されるべきことであり、議会がどうこう言うものではないと思う。
- 芦谷委員 二元代表制であっても、議会をして執行部の背中を押す、チェックする、ということはあってもよいと思う。ぜひこの件は議会として判断し、それを執行部に申し伝えるべきである。
- 道下委員 柳楽委員からもあったように執行部に投げかけるという意味で、受けるべきと感じる。
- 三浦委員 末尾に議会として議論の上、必要な市への提案を行ってほしいとあるので、一旦議会で取扱う内容かと思う。
- 笹田委員長 皆の意見を聞く限り、受けて審議したほうがよいとの意見が多いようなので、118番については審査することとしたいと思うが、よろしいか。  
( 「はい」という声あり )  
では総務文教委員会に付託したい。
- 陳情番号199番、スケート場の方針決定過程の再考を求める陳情について  
ご意見はあるか。  
牛尾委員 5番に該当する。  
笹田委員長 ほかにないか。  
( 「なし」という声あり )  
では199番については審査したい。総務文教委員会へ付託する。
- 陳情番号200番 児童の挨拶に関する陳情について  
ご意見はあるか。  
道下委員 1番に該当し配付すべきと考える。

- 沖田委員 同様に、1番に該当すると思う。
- 岡本委員 我々の会派では10番に該当すると思う。
- 柳楽委員 挨拶することは大事だが、内容的にどうかと思う。10番に該当すると判断してよいと思う。
- 芦谷委員 同様に。
- 古森局長 (1)か(10)ということであるが陳情者には、取り上げなかった報告と説明をする。なぜ1番や10番に該当したのか、もう少し報告いただけるとありがたい。
- 牛尾委員 現行でいうと、銀天街から石見小学校に通っている人は特定されやすい。個人、しかも小学生を特定できる陳情を出すこと自体が不謹慎であり、問題があるのでは。非常に大きな影響があると。
- 笹田委員長 道下委員、10番に該当する理由をもう少し明確に言っていただけか。陳情者へ説明するにあたり。
- 道下委員 審査するに当たって内容が適当ではない。挨拶するのは何と云うか文面というか内容から10番であると思う。
- 沖田委員 趣旨、願意が不明確である。挨拶をするしないという話を議会で扱うべきものなのか、という思いもあって、議会にどうしてほしいのか全くわからないという意味で1番に該当すると判断した。
- 笹田委員長 牛尾委員が言われた、地域の子どもが特定できたりするとなると4番の信用を失墜させるとか、名誉毀損もかかわってくる。しっかり陳情者に説明する必要があると思う。皆からは10番に該当するという意見が多かったが、10番でよいか。
- 岡本委員 陳情者の心情を酌んで真剣に討議されるのはよいが、個人的に小学生の集団登校で挨拶が出なかった、次のところへ行ったらできなかつたら内容をいちいち議会で取り上げるのかというのが、大きな問題だと私は思っている。言葉で整理しなければならないなら、相手方が特定できる内容に問題がある、でよい。それに伴って、こういう陳情のあり方について、やはり議会として姿勢というか苦言を申すべきだと思う。挨拶しなかったからと感情に任せてぼんぼん陳情を出してよいのかということ。それをつけ加えていただきたい。
- 笹田委員長 10番だと「審査を行うことが適当でないもの」として、適当でない理由を述べねばならない。この陳情を見る限り、確かに、議会にどうしてほしいのか。挨拶をしないというだけで議会にどう動いてほしいのか明確に示されてない。願意が不明確というほうが強いかなと思うが、皆いかがだろうか。
- 牛尾委員 地元の方に聞くと、子どもたちも人を選ぶ、皆に挨拶しないわけではないのだと。僕はそう言われた。あとは委員長のご判断にお任せする。
- 澁谷委員 挨拶とは道德にかかわっている領域だと思う。それを、議会という条例や法にのっとって判断するのは似合わないかなと思う。何番

に該当するののかというものもあるが、この問題は議会が対応するのは不適格ではないかと思う。

岡本委員  
古森局長

各々の委員が述べた内容は、陳情者への回答にはならないのか。  
一つに絞る必要はないので、複数該当であることと、それにプラスして今言われた内容も文書に入れることは可能である。そうしたい。

岡本委員  
古森局長

そうであれば各々の発言内容をつけて、そのまま出してほしい。  
10番があると複数に持っていきにくいので、1番から9番に該当しなければ10番という表現になる。1番から9番のうち複数、もしくは10番に該当とし、皆の発言を理由とすることになる。

笹田委員長

皆の意見を聞く限り、やはり10番に該当するように思う。相当する理由は今おっしゃってもらった。それを理由に配付のみにしたいがよろしいか。

( 「異議なし」という声あり )

○陳情番号201、スキー事故当事者から求められた事項への回答を求める陳情について

これについては先ほど説明があったように、昨日、正副委員長と議長団とで、執行部から状況説明を聞いた。それによると市、当事者ともに代理人を立てて協議している最中であり、継続で行っているとの説明を受けた次第である。それを考慮して判断していただきたい。意見があるか。

岡本委員  
笹田委員長

5番に該当すると思われる。  
まだ裁判は行っていないため、訴訟には当たらない。3月に採択されたが9番の継続審査のほうに適正ではないかと思うが。よろしいか。

岡本委員  
笹田委員長

はい。  
ほかにあるか。  
( 「なし」という声あり )

では9番に該当するというので、これも配付のみにしたい。

○陳情番号202、制服面でのトランスジェスターへの配慮を求める陳情について

何かあるか。  
( 「なし」という声あり )

これについては審査する。総務文教委員会へ付託したい。

○陳情番号203、F a c e b o o k等の利用促進を求める陳情について

何かあるか。

道下委員  
笹田委員長

1番に相当するため却下すべきと思う。

ほかにあるか。

( 「なし」という声あり )

1番に該当するため配付のみにしたいと思うが、よろしいか。

( 「異議なし」という声あり )

○陳情番号204、コロナ陽性者の自死対策を求める陳情について  
ご意見があるか。

( 「なし」という声あり )

それではこれも審査する。福祉環境委員会に付託したい。

○陳情番号205、市民が利用しやすいごみステーションの運用整備  
を求める陳情について

これについてはいかがでしょうか。

( 「なし」という声あり )

それではこれも審査する。福祉環境委員会に付託したい。

○陳情番号206、雨で犬の尿が流れない箇所の衛生対策を求める陳  
情について

何かあるか。

( 「なし」という声あり )

これも審査する。福祉環境委員会へ付託する。

○陳情番号207、病児病後児保育事業問題の現状の説明を求める陳  
情について

何かあるか。

9番に該当すると考える。

私の会派も9番に当たると認識している。

うちの会派では8番に当たるのではという意見になったのだが。

基準該当は二つでも大丈夫ということだが、今回については配付  
のみとしたいと思うが、理由は8番と9番の二つで大丈夫か。

8番に該当すると言ったが、最後の「浜田市は潔白なのか」とい  
う文言だけが、その番号の項目だと問題があるかと思う。

8番は入れたほうがよいという話なのか。

最後の文章以外は、私人間で扱うところかと思っている。しかし  
最後の文章があることで、これを出してよいのかというのが引っか  
かる。

先ほど申し上げたように「浜田市は潔白なのか」という問いかけ  
があることで、市がかかわってくるため。

住民監査請求を起こす期限を過ぎているため却下されている。そ

道下委員  
岡本委員  
柳楽委員  
笹田委員長

柳楽委員

笹田委員長  
柳楽委員

牛尾委員

柳楽委員

れ以上でも以下でもない。そこを重視すべきでは。浜田市がどうするかということではなくて。

そもそも前回のときに執行部は、現時点でこの問題は終わっているという答弁をされているため、これを扱うのはそもそも難しいと思っている。

笹田委員長

そうなると9番の「特段変化がないもの」に当たるのでは。そちらでよろしいか。

( 「はい」という声あり )

では9番に該当するため配付のみとしたい。

○陳情番号208、浜田市住宅修繕方針の明確化を求める陳情について

意見はあるか。

岡本委員

このことは議論したので、9番に該当するという判断でお願いしたい。

笹田委員長

これは以前、請願・陳情で出ているか。確認させてほしい。

( 以下、状況確認 )

9番というのは一度請願・陳情として出たものと同一趣旨ということで。昨日の話では同じものは出ていないということだったので。一応受けるということではよろしいか。

( 「はい」という声あり )

ではこの陳情については審査するというので、産業建設委員会へ付託する。

○陳情番号209、住宅における危険な可能性のある備品の提供を求める陳情について

ご意見はあるか。

岡本委員

我々の会派には産業建設委員会委員が2名おり、既に審査したとのことだった。したがって、先ほどの件とこの件は再度調べてみて、重複していれば9番、なければ審査すべきと私は思う。

道下委員

前回と視点が違うので、扱うべきであると考えている。

笹田委員長

確かに岡本委員からあったように海石住宅について3月に陳情が出ており、市は適切に対応したとのこと、産業建設委員会は不採択とした。

新たにこういった事例があったかどうかは確認できてない。そういった事例であることは間違いないと理解している。

岡本委員

道下委員が言うように対象が違うということなら審査する必要があるのだけれど、ただ、同じようなものを出して、それをずっと受け続けるのかが問題だと私は思うので、担当委員会でしっかり議論されて、陳情者にはきちんと戻していただきたい。今後1つ2つ出る



笹田委員長

と全部やるのかという話である。担当委員会で議論してもらってそのことに基づいた返答については考慮してもらいたい。

ほかにあるか。

( 「なし」という声あり )

これについては審査するとし、産業建設委員会へ付託する。

岡本委員

○陳情番号210、長浜の危険な水たまりへの対応を求める陳情について

ご意見はあるか。

これについても同じように担当委員会でしっかりやっていただきたい。同じようなことが出ないように。担当委員会で苦言を呈しながら。

芦谷委員

この件については執行部には出されているか。写真なども含めて事実関係を見てみないと、全く文言だけでよい悪いは判断できない。

笹田委員長

これも3月に審査し、そのときに採択をした。その後の状況についての陳情だと認識している。継続ではないとして受けている。しかし岡本委員が言うように同じような感じもするので、委員会としてもしっかり陳情者に伝える必要があるのではと思う。審査した上でそういうことも確認していきたい。

牛尾委員

今回の熱田14町内のように、問題ある箇所を写真で添付されている。文言だけなので真偽が全くわからない。一定の見える化をしてもらわないと議論するときに非常に難しいと思う。受け付ける際にぜひその辺を要請したい。

古森局長

3月のときに位置図等がついていたので。

笹田委員長

仮に3月としていてもやはり違いがあるので陳情者には丁寧に求める必要があるのでは。しっかり審査する以上は場所や状況はしっかりした根拠があれば、余計に審査しやすいと思う。同じような内容であったとしても、今後はそのようにしていただきたい。それでよろしいか。

( 「はい」という声あり )

ではこの陳情は審査するとし、産業建設委員会へ付託する。

岡本委員

○陳情番号211、市が所有する住宅の連帯保証人撤廃を民間に先立って進めることを求める陳情について

本陳情はいかがでしょうか。

笹田委員長

担当委員会でこの件はしっかり練ってもらいたい。

ほかにあるか。

( 「なし」という声あり )

ではこの陳情は審査するとし、産業建設委員会へ付託する。

以上で該当するもの、該当しないものを決めたが、これによろし

いか。

( 「はい」という声あり )

事務局はよろしいか。

( 「はい」という声あり )

では次へ移る。

### 3 議会改革に関する検討結果について (第5回報告)

#### (議員定数等議会改革推進特別委員会)

- ・ 浜田市議会議員政治倫理条例の一部改正について
- ・ 浜田市議会議員政治倫理条例施行規程の一部改正について

笹田委員長

こちらは議会運営委員会で陳情を採択した結果、議員定数等議会改革推進特別委員会において浜田市議会議員政治倫理条例の改正についての検討が行われていた。その検討結果について、4月30日に牛尾委員会から議長へ、第5回報告が行われた。

本日はその内容について報告と、条例等の改正についての了承を受けたい。それでは牛尾委員長から報告をお願いします。

牛尾委員

( 以下、資料をもとに説明 )

笹田委員長

ただいまの説明について確認したいことはあるか。

( 「なし」という声あり )

ないようなので、これについては検討結果が出たので、このように条例改正の手続きを行いたいですが、よろしいか。

( 「はい」という声あり )

では改正の手続きに移り、議会運営委員会から提案の準備を行うので、よろしくをお願いします。

### 4 押印等の取扱に関する検討について

笹田委員長

参考に全国市議会議長会の通知を配信する。

現在政府の方針で原則押印を求めなくても支障がない事項については廃止が適当という見解が示されている。これを受けて浜田市議会でも、関係例規や書式等における押印等の取り扱いを検討したいが、よろしいか。

( 「はい」という声あり )

具体的には資料を配信するのでごらんいただきたい。こちらに提示にしている項目について検討し、その取り扱いについて改めて報告したいと思うが、よろしいか。

( 「はい」という声あり )

では検討に入りたい。

なお今後精査する中で検討する書式が増えた場合は、対象として取り扱いたいですが、よろしいか。

( 「はい」という声あり )

では次に移る。

## 5 予算決算委員会の在り方について

笹田委員長

こちらは決算審査に関して、超党はまだと西村議員から提案された2件を検討中である。現在、3月15日の議会運営委員会で各会派から意見が出され、実施の可否も含めて検討することになっている。本日も引き続き、2件の検討を行う。

それでは、1点目の主要施策等実績報告書での総括事項を記載について。こちらについては、事務局から補足説明がある。

近重書記

( 以下、資料をもとに説明 )

笹田委員長

事務局から説明があった。この変更により超党はまだから提案された主要施策と実績報告書への記載事項も含まれており、今回の9月決算審査では改正後の書式をもとに審査を行い、課題等があれば審査後に検討、または書式案等の提案を、次期委員会へ申し送ることとして進めたいと思うが、よろしいか。

( 「異議なし」という声あり )

そのほか、提案1についてご意見があるか。

( 「なし」という声あり )

では2点目の決算審査、9月定例会議のあり方についてご意見があるか。提案2の西村議員の提案について、これについてご意見があれば。

この意見としては3月15日の議会運営委員会の会議録から抜粋されているように、各会派での意見はこのようになっている。

次は6月で、9月には決算があるが、9月で急に变えるのは難しいかと我々としても思っているのだが、西村議員から何かコメントはあるか。

牛尾委員

西村議員の提案は十分理解できるが、予算決算は一体の考え方からすれば、所管委員会にてどういう議論があったかを全体でやる中で理解できる場でもあるので。これだとまとめた後の意見を聞くことになるので、少し時間がかかるようでも全事業について全議員で議論したほうが、議員がいろいろなことを理解するにはよいのでは。時間がかかることはやむを得ない。

笹田委員長

牛尾委員からすると、今までどおり全議員でしっかり議論したほうがよいという考えで。

そのほかにあるか。各会派の意見が出ているので、これと相違なければそういう形で意見を言っただけでよいのだが。

澁谷委員

これに書いた以上のことはないが、西村議員がそう言われるのはそれなりの経験にもとづいて発言されていると理解している。よい形になればそれも取り入れたほうがよいと思うが、現状、以前の分割審査などを経て、全議員での常任委員会化が決まっているので、

西村議員

どこを折衷案にするのかを、この委員会で議論すべきだと思う。

一点だけ誤解があるようなのでそれだけ解きたい。全体での意見や質疑を受けて、第2ステップとして常任委員会ごとに三つの班に分かれて意見を出し合うような場を持つ。話し合う範囲、対象とする範囲は別に常任委員会の事業に限らないという設定である。私の設定では、全体を議論する。

いろいろご意見があろうかと思うし、それなら分かれなくてもよいではないかと委員長が言われた、そういう意見もあると私も思っている。ただこれは私が受けた印象から考えたことなので。

今までずっと流れを見てきて個人的に感じるのは、年々突っ込みが甘くなっていると感じているので、それを避ける策として考えただけのことであり、これ以外にもっと優れた施策、方法があれば私はこれにこだわらない。

皆も振り返ってみてほしい。1期目だとわかりづらいかもしいないが。私は個人的には次年度に向けてまとめるときの議論の深みが年々欠けてきた感じを受けてきた。そうではないという意見があればそれでよいし、皆がそう受けとめていないのであれば別にそれでよい。

澁谷委員

西村議員の危機感は正しい。ただ地方自治法上、決算委員会の否決に効力はないと明記されているので、決算委員会の限界というか。全国の地方議会は苦戦し、ベストなあり方を模索していると思う。

西村議員も、その一環として現状幾ら議決権がないとはいえ執行部に対する提案にしる附帯意見にしる、全ての効果が薄くなっているという指摘だと思う。全議員でいろいろな仕組みを考え直すくらいでない、なかなか難しいのでは。

牛尾委員

今のやり方は、分割付託は違法であるという流れから来ているので、分割付託が違法であるという根拠はどれも薄いという論もある。

下間書記

西村議員がおっしゃっているのは、審査ではなく附帯意見をつけるところなので、附帯意見をつくるところで委員会ごとに分かれたほうが、もっと意見が深まった、細かいところまで聞けるのではないかと。審査を分けろとおっしゃっているわけではないので、分割審査ではない。

柳楽委員

これは決算で出された事業の報告に対してというよりも、全体の事業の進め方に対する附帯意見ということか。

例えばすごく質疑の多かった項目などについても、例えば委員会ごとに分かれたときに、この項目は多かったがそれについてどうなのかも含めて議論するのか、それとも執行部の予算執行の仕方の問題点を議論するのか。両方か。

大体これまで附帯意見というのが、特定の事業というよりも全体の執行に関するものだった。そういうことであれば議員間討議を行

西村議員

えばよいのではと私は思うのだが。

いろいろな方法があると思う。先ほど事務局が言ったように、私が言っているのは、質疑が終わり附帯意見の段階に移る。それで皆意見を出す、そこが弱いと言っている。言わない人は言わないし、附帯意見も出さない人は出さない。

私が言うのは何百も事業があり、一つや二つ、執行部に基本的なことで改善すべきことを指摘していく、そういうことが全くないという人はいないだろう。しかし実際には発言もしないし、意見も出さない。全体として指摘の中身が薄まっているという印象を受けるので。先ほど議員間討議と言われたが、そういう手法でもっと深まるのであればそれはそれでもよいとは思いますが、私が思ったのは、24人がそろそろ場で例えば議員間討議をやる場合と、三つに分かれてやる場合とでは、話がよい流れになっていくのは委員会人数くらいのほうが運営が締まる感じを持っているので、こういう提案をした。

いろいろなやり方がある。私の疑問をクリアしていく具体的な方法としては。私が考えたのはこうだったということをお願いだけ。

笹田委員長

令和2年の9月予算決算委員会においても、個別のことを言っている。予備費の充用だったり、まちづくり交付金のことだったり。個々の事業にも附帯意見を出している例もあるので、審査のときに議論が多ければそういう形で各議員が附帯意見として出して、それを正副委員長がまとめられて、こういう形で出されているものだと思っている。

今回は執行部がこの附帯意見を重く受けとめてくれ、次の決算では対応するというので、附帯意見をつけたことに意味がある形で進んだと思う。

決算認定はあまり変わるものではないが、附帯意見をつけることによって次の予算や決算で改善、もしくはよいように進む形になっていると思う。

今回附帯意見について、議員おのおのの資質や思いが多々あると思うので、それはしっかり判断していただき、やっていくのが今の決算委員会の流れだと思うが、それができてないということは方式に問題があるのではなく、議員おのおのの資質に問題があるように思っている。例えば委員会ごとに集めてやったとしてもそういう意識がなければあまり変わらないだろう。先ほど西村議員が言ったようにどういう形でもよいのでそれを改善できる方法があればよいというご意見だったが、どのようにすれば附帯意見のときに全員がしっかり出せるのかが、西村議員が一番望んでいることだろう。ご意見があればお願いします。

牛尾委員

今のやり方で実施し、西村議員が言われるように附帯意見をもっと深掘りしたような見解をまとめようと思うと、浜田市議会は会派

笹田委員長

式を取っているので予算決算の中で一応やって、各個人がまとめるのではなく会派として今回の決算に対して何か物を言う、そういうやり方ならもう少し違った形が出るのでは。

それも含めて、議員定数等議会改革推進特別委員会の中で逆に言えばたたき台を、いろいろな意見が出たのでそれを入れさせてもらい、もっとはちはちやったほうがよいのではと委員長として提案する。

どのようにすれば決算認定に当たって附帯意見を出せるか、案を特別委員会でやりたいという意見をいただいた。皆はどうか。よろしいか。

( 「はい」という声あり )

皆の了承を得た。この件に関しては議員定数等議会改革推進特別委員会においてしっかり議論していただくということでよろしいか。

( 「はい」という声あり )

三浦委員

提案1に戻ってしまうが、改善点が見られたということでそのまま2に移ってしまったのだが、当会派からの意見として三つ目、事業番号について。今の当初予算と補正予算で事業番号がばらばらであるので、事業に対して通年で番号を振っていただく資料が見やすい。決算書には括弧で当初予算番号などが書いてあるが、そこを統一していただくと、よりわかりやすいと会派内で話が出た。今回は先ほどのように改善点が見られたが、今後でもよいのでこういう意見があることを執行部に、何かしらの形で伝えていただきたい。

笹田委員長

今回書式案の訂正があったので、次回の委員会へ申し送ることを了承したので、この件についても次回の委員会でしっかり送って議論していただきたい。よろしいか。

( 「はい」という声あり )

## 6 はまだ議会だより読者アンケートに寄せられた意見等への対応協議について

笹田委員長

これについてはこれまで、常任委員会等すでにご承知のことと思う。4月12日の全員協議会で、議会広報広聴委員会から集約した意見を、所管委員会へ割り振り、各委員会で取り扱いを協議することとして説明がされた。これを受け今回、議会広報広聴委員長から、所管委員長宛てに通知をいただいている。依頼は2件ある。

1件目、寄せられたアンケートの意見等について、協議経過及び結果を6月21日までに、議会広報広聴委員会へ報告することとしている。その後、9月1日のはまだ議会だよりに掲載される。

2件目は、はまだ議会だよりに掲載している読者アンケート特集ページを活用して調査を行いたい項目。こちらはこのページを活用して、委員活動で聞きたいことでの活用を求めるもの。

では1点目の議会だよりの読者アンケートに寄せられた意見につ

いて。

議会運営委員会には10件が割り振られている。資料の上から順番に確認をしていきたい。事前に会派で取りまとめられた意見をご報告いただくことをお願いしている。回答については本日で決定したいので、ご協力のほどよろしく願います。

では発言順、山水海から願います。

三浦委員

10番の議会中に居眠りしている議員の方のものについては真摯に受けとめ注意喚起を再度促すというような、回答でよろしいのではないかと思う。

13番。これは各地域の実態に目を向けていただきたいということだったが、議会としての現在の取り組みに併せ、議員個人も一層意識することに努めるといった趣旨でご回答してはどうかと思う。

26番、これも議員としての仕事をきちんとしてほしいと。支出に関することなので、10と同様に真摯に受けとめ注意喚起を再度促すというふうな案ではどうかとしている。

27番、これも支出に関することなので、同様の回答にしている。

28番。いろいろな場、事業の様子を調べられたりし、しっかりしてほしいと見てほしいということだと思うが、これも23番と一緒に議会としての取り組みに併せ、議員個人も一層意識することに努めるという内容でご回答してはどうかと思う。

30番、要望書の掲示について。これは要望の取り扱いについて所管委員会で協議するべきと思うので、そのように対応してはどうかと考えている。

31番、市議会だよりの内容にあまり変化がないと。議員の発言等についてあまり変化がないということも併せてあるが、これも真摯に受けとめ注意喚起を再度促すというような回答案を書いた。

32番、一般質問を全員がやることはよいことだと思うということで、感謝を申し上げるとともに、引き続き努力するという回答でよろしいのではないかと思う。

36番、これバスの運行について。総務文教委員会に振られていたので、そちらの回答で。

議会の傍聴については、傍聴規定、今コロナのこともあるが来場可能となっているのでご案内するということがよいかと思う。

39番、これも議会の役割に期待しているというお声なので、ご期待にそえるよう、引き続き努力するというような回答でよろしいのではないかと思う。

笹田委員長

先ほどの案を飛ばしてもらってよいか。

( タブレットに資料配信 )

これは山水海からの意見を出したものだが、この案について違う案があれば置きかえて、議会広報広聴委員会への報告とかえさせて

柳楽委員

いただきたいのだが、それでよろしいか。何かこの10項目について会派で話し合われて、改善点などがあればご意見いただきたい。

30番のところだが、これは議会宛てを除くということで、市長宛てに提出されたものに限られている。公開することもよいのかもしれないが、その中には一部の限定地域だったり、個人情報にも触れるような部分があるものもあったりするのではと思う。議会自体がそれについて考えるのは難しい。執行部にそういう検討もしていただきたいと投げかけることはできるかもしれないが。

笹田委員長

内容的にはこういうものを執行部側にお伝えするという形で意見として。

柳楽委員

はい。ここに例文として上げられているのが所管委員会で協議するということがあるのだが、ここがぴんと来ていない。個人情報なども含まれると思うので、執行部に検討を促すといった回答になるのかと思う。

三浦委員

補足しておく。この所管委員会と書いたのは、こういった要望書の取り扱いについて議会運営委員会で扱うのか、どこで議論すべきかというのが不確かだったために、取り扱いについて柳楽委員が言ったようにこういう性質なので執行部に言ったほうがよいのではとか。議会運営委員会が所管であればここで話してそのように回答してもよいのかという意味合いで書いた。

柳楽委員

そのことについては理解した。

笹田委員長

誤解を招くようなので、ここの文は何かしらよいものがあればそれに変えていきたい。

牛尾委員

36番の傍聴について、本会議場は十分席数があるが、委員会は部屋の関係で席数が限定されるのでご了解いただきたいなどと、実態を報告するのが大事ではないか。

笹田委員長

それも書き添えたほうがよい。そのほかに。

古森局長

36番で、アンケートの中に傍聴の予約をしなければならないとあるのだが、予約は特に取ってないので、予約はなくて大丈夫と入れてもらったほうがよい。

笹田委員長

ではそれもプラスして回答したい。

ほかにあるか。

30番の要望書の掲示について、柳楽委員からも三浦委員からも意見があったので、何かよい返答があれば、例としていただきたい。

古森局長

30番については市長宛てに出された部分という前提があるので、同席議員が個人的に上げるのはよいが、それを議会として上げるのは少し違うのではと思っている。

佐々木副議長

この件について会派で話した内容を補足する。柳楽委員も言った内容に加え、要望された団体や地域の方々がこれを広めてよいかという大前提がまずあると思う。それを踏まえて執行部に、こういう



笹田委員長

意見が出ているが一考されたい、ということしかないのではと思う。  
確かに議会宛てのところに書いてあるので真摯に受けとめてこちらでどうにかしようかという話で進んでいたと思うのだが、これは副議長が言われたように市にこれを使える、くらいで返答したい。それでよろしいか。

( 「はい」という声あり )

ではそういう形をお願いします。

ほかにあるか。

もう1点、2件目のアンケートページの活用による調査について希望があればお願いしたい。

澁谷委員

特段ない。

三浦委員

今の読者アンケートでも、市政全体に関して自由枠というか、そういう項目を設けているので、議会運営委員会としては特段その項目をつくらなくてもよいと感じている。

笹田委員長

議会運営委員会からは特段つくらないという方向でよろしいか。

( 「はい」という声あり )

ではそのようにしたい。

## 7 その他

### (1) 請願者等の意見陳述の意見集約について(提出:7月1日 正午)

笹田委員長

請願者等意見陳述の意見集約について。こちらについては6月も試行することになっている。今回、請願等の意見陳述が行われる委員会においては、審査終了後に運用についての課題や意見を7月1日の正午までに議会運営委員会に報告していただきたい。

それを受けて今度の導入についての意見をいただき、浜田市議会基本条例の一部を改正するかどうかについて諮りたい。

この件について委員から何かあるか。

( 「なし」という声あり )

最後に委員から何かあるか。

( 「なし」という声あり )

では次回の日程について調整したい。先ほど執行部からあった追加提出議案について、6月23日水曜日の個人一般質問終了後に開催したいがよろしいか。

( 「はい」という声あり )

最後にお願ひだが、本日の内容については、会派で共有していただくようお願いする。以上、議会運営委員会を終了する。

[ 11 時 31 分 閉議 ]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

議会運営委員会委員長 笹 田 卓